

犯罪被害者を取り巻く現状と みえ犯罪被害者総合支援センターの取り組み

Crime Victim Assistance in MIE

仲 律 子*
Ritsuko NAKA

Abstract

What does it mean to become a victim? What harm is done? Primary victimization is the term used to denote the harm caused by interaction with the victimizer. Secondary victimization denotes the harm to the victim which is caused by the negative reactions of the social environment. In this paper an attempt is made to explain the background of secondary victimization. In addition victim services are those activities which are applied in response to the victimization, with the intention of relieving suffering and facilitating recovery. Practical means of dealing with victim issues in Mie prefecture are introduced.

キーワード：犯罪被害者（crime victim）、二次被害（secondary victimization）、
偏見（prejudice）、司法手続き（criminal procedure）、みえ犯罪
被害者総合支援センター（Mie Victim Support Center）

1. はじめに

被害者と加害者。この2つの言葉は相反するものである。そして、被害者は加害者によって生み出される。つまり、正反対の性質を持つ加害者と被害者が共に誕生するのである。しかし、両者に対する社会の捉え方は全く異なる。これまでの犯罪の歴史の中で、加害者研究においては積極的に行なわれてきた。どうして犯行に及んだのか、生育歴の中に犯行につながる原因是なかったのか、司法でどのように裁くのか、加害者をいかに更生させ

*本学専任講師、みえ犯罪被害者総合支援センター理事、教育心理学（Educational Psychology）

るのか、刑期を終えてからどのように社会復帰させるのかなど、その研究は実に様々である。

一方、被害者研究は約 60 年前に始まったばかりである。最初の被害者学は偏見に満ちたものであった。Von Hentig (1948) は被害者を抑うつ型、貪欲型、羽目外し型、苦悩誘発型などに分類し、被害者が犯罪に巻き込まれる原因究明を試みている。また Mendelsohn (1947) は、被害者側の軽挙が含まれる殺人事件は被害者の無意識的な自殺願望によって引き起こされるという仮説を唱えた。

このように、被害者は長い間蚊帳の外に置き去りにされ、脚光が当たったかと思いきや、被害者になるべくしてなったという仮説に苦しめられてきた。そして、今なお被害者に対する社会の偏見に苦しめられ続けているのだ。

また、司法手続きにおいても加害者の人権は擁護されてきたが、被害者は無視され続けてきた。例えば、一部改正されたものもあるが、これまでには傍聴席が確保できない、傍聴に行かない限り判決を知ることができず、判決文を手にすることもできない、裁判所から被害者は裁判に来なくてよいと言われる、裁判の公判記録が公判中は読めない、裁判で意見を述べる機会がないなど、被害者は裁判に無関係であるという取り扱いがなされてきたのである。

これらはすべて被害者の二次被害につながる。まず、被害者は犯罪によって、直接身にふりかかる被害である直接的被害に遭う。しかし、被害者は事件後に立ち直る過程で受けた被害を多大に受ける。事件のショックによる P T S D (心的外傷後ストレス障害) が生じたり、夫を失った場合は収入の道が閉ざされたり、周囲の人たちの好奇や偏見の目によって精神的苦痛を与えられたり、被害者を省みない司法制度に傷つけられたりなどの二次被害に遭うのである。

そして、この二次被害によって心身両面での重大なストレスに晒され、適切な対応や支援を受けることなく放置され続け、孤立化を余儀なくされたままであれば、被害者は自己破壊的な方向に進んでしまうこともある。これを三次被害という。つまり、被害者は直接的被害を契機に、さらに様々な被害を受け続けてしまう可能性を有しているということである。

このように犯罪被害を取り巻く現状は厳しいものなのである。しかし、1981 年に「犯罪被害者等給付金支給法」により、被害者を経済的に救済しようという動きが始まった。1996 年には「被害者対策要綱」が策定され、全国警察に犯罪被害者対策室が設置された。さらに、2002 年に「犯罪被害者保護法」が成立し、2005 年に「犯罪被害者等基本法」が施行され、2007 年 6 月 20 日に「刑事訴訟法改正案」が国会で可決されたことにより、犯罪被害者的人権が尊重される方向に進みだしているのだ。

そして、1992 年より犯罪被害者を民間で支援していこうという動きが広まり、現在は

44 都道府県 45 団体で、「犯罪被害者支援センター」が設立されている（2007 年 9 月 10 日現在）。三重県でも 2005 年に「みえ犯罪被害者総合支援センター」が設立され、2007 年には警察から情報提供が可能となる犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けた。

本論文では、犯罪被害者を取り巻く現状を、犯罪被害者に対する社会の偏見と、司法手続きにおける被害者の地位の問題について論じたあと、みえ犯罪被害者総合支援センターの取り組みを紹介しながら、犯罪被害者が本当に望んでいる支援とは何かについて考察していきたいと考えている。

2. 犯罪被害者を取り巻く現状

(1) 犯罪被害者に対する社会の偏見

犯罪被害は経験してみないと身近に感じることはないと言われている。自分の身にふりかかる限界は他人事と考えていることが多いのである。したがって、犯罪被害者を自分のこととして理解しようしたり、援助しようしたりということまでには考えが及ばず、逆に好奇の目で見たり傷つけたりする結果になったりする。このような犯罪被害者に対する私たちのイメージがどのようなものであり、そのイメージが偏見につながっているのかを改めて検討したいと考え、以下のような質問紙を実施した。

【方法】大学生 65 名（男性 39 名、女性 26 名／18～35 歳／日本 41 名、中国 17 名、ベトナム 4 名、インドネシア 1 名、ブラジル 1 名、ミャンマー 1 名）を対象に犯罪被害者に関するアンケートを 2007 年 11 月に実施した。その内容は、重い犯罪被害を受けた犯罪被害者やその家族にどのようなイメージを持っているか、犯罪被害者は犯罪・事件に対して過失や原因があると思うか、そしてその理由とは何かであった。

【結果】まず、重い犯罪被害を受けた犯罪被害者やその家族のイメージ（表-1 参照）であるが、かわいそうという回答が最も多かった。そして、これから的人生がめちゃくちゃになり絶望的である、とてもつらくて悲しい、これから的人生でとても重いものを背負って生きていかなければならない、同情するという、犯罪被害者やその家族に対するイメージは絶望から始まるのである。犯罪被害者やその家族は、犯罪に遭った瞬間から人生が一変する。これまで一生懸命に築いてきた人生を破壊されるという経験は絶望的であり、それはかわいそうという同情心を駆り立てられるのであろう。

しかし、恨みをかうこととしたのだと思う、自分の身を守る認識が低い、教育が低い、警戒心が低い、あまりにも自分が悪くないと言っている、犯罪者も同じ人間だろう、気持ち悪いというネガティブなイメージもある。回答数 84 のうち、11 のネガティブなイメージの回答が見られることから、約 13.1% は犯罪被害者やその家族に対して肯定的でない感情を持っている傾向があるのかもしれない。

また、運が悪かった、どうして自分が選ばれたのかを考えているという回答は、様々な

偶然が重なった結果、何らかの要因が働き、たまたま被害に遭ってしまったという印象を感じる。他には、犯人を許せない、加害者に対して憤りを感じる、犯人を死刑にしたいという加害者に対する怒りや憎しみをイメージする回答がある。これらの結果から考えると、犯罪被害者やその家族のイメージは、かわいそう、絶望的、運が悪い、怒り、憎しみであると考えられる。しかし、被害者にも過失や原因があるというイメージも払拭できない。

そこで2番目の項目である重い被害にあった犯罪被害者の犯罪・事件に対しての過失や原因についての結果を見ていきたい（表－2参照）。合計回答数の65のうち、被害者に過失や原因は必ずあるは4（6.1%）、被害者に過失や原因がある場合が多いは9（13.8%）、被害者に過失や原因がある場合もあるは39（60.0%）、被害者に過失や原因がある場合は少ないは10（15.4%）、被害者に過失や原因がある場合は全くないは1（1.5%）、無回答は2（3.1%）であった。つまり、2割は被害者に過失や原因がある、6割は場合による、2割はほとんどないと考えている傾向がありそうだ。

表－1. 重い犯罪被害を受けた犯罪被害者やその家族のイメージ

・かわいそう	20
・これから的人生がめちゃくちゃになり絶望的である	6
・とてもつらくて悲しい	6
・これから的人生でとても重いものを背負って生きなければならない	5
・運が悪かった	4
・同情する	4
・恨みをかうようなことをしたのだと思う	3
・犯人を許せない	3
・加害者に対して憤りを感じる	2
・とても残念である	2
・大変だなと感じる	2
・加害者は法律に任せるしかないと思う	2
・自分の身を守る認識が低い	2
・教育が低い	2
・警戒心が低い	1
・あまりにも自分が悪くないと言っている	1
・犯罪者も同じ人間だろう	1
・気持ち悪い	1
・犯人を死刑にしたい	1
・まわりからの目がきつくなる	1
・どうして自分が選ばれたのかを考えている	1
・助けてあげたい	1
・負けずに頑張ってほしい	1
・現実的に受け止めるしかないと思う	1
・悪いイメージはない	1

・被害者はもっともっと訴えるべきだと思う	1
・生活も毎日の気持ちもすべて変わってしまう	1
・あったことがないからわからない	1
・無回答	7

(複数回答あり)

表－2．重い被害にあった犯罪被害者の犯罪・事件に対しての過失や原因

質問項目	日本	中国	ペトム	ブジル	ヤマ	イドネ ア	合計
1．被害者に過失や原因は必ずある	2	1	1	0	0	0	4
2．被害者に過失や原因がある場合が多い	2	3	2	1	0	1	9
3．被害者に過失や原因がある場合もある	26	12	0	0	1	0	39
4．被害者に過失や原因がある場合は少ない	9	1	0	0	0	0	10
5．被害者に過失や原因がある場合は全くない	1	0	0	0	0	0	1
6．無回答	1	0	1	0	0	0	2
合計	41	17	4	1	1	1	65

表－3．重い被害にあった犯罪被害者の犯罪・事件に対しての過失や原因の理由

理 由	
1. る必 ずあ	<ul style="list-style-type: none"> ・何をするにも必ず理由があるので、どこかに原因があると思う ・どのような原因で起こったのかを知る必要があると思う ・無回答
2. 場 合 が 多 い	<ul style="list-style-type: none"> ・無差別でない限り、状況や条件が犯罪や事件に巻き込まれる要因となる ・日ごろの行いが悪い ・全く関係のない人は事件に巻き込まれる可能性はきわめて低いと思う ・被害者が恨みをかったのだと思う ・テレビのニュースで放送されているのを見て ・無回答

3. 場合 も あ る	・そういう場合もある	9
	・被害者が恨みをかったのだと思う	7
	・ものごとには因果関係があるから	6
	・テレビのニュースで放送されているのを見て	3
	・自分が気をつけていれば、被害者にならなくて済んだこともあったと思う	2
	・被害者は悪くないと一方的に言っているが、私はそうは思わない	1
	・一人に全ての罪を押しつけることもありそุดだから、事実を理解した上で加害者に訴えるべきだと思う	1
	・加害者にも気持ちがあるから	1
	・人間として誰でも過失がある	1
	・恋人同士で男の暴力に耐えられず女が男を殺してしまったり、最近のニュースでは義妹を殺す事件だと被害者に罪がある場合もあると思う	1
	・ケンカをしていて殺してしまう場合もあるから	1
	・交通事故の場合は、加害者が注意していたら被害者にも原因がある	1
	・本人ではないのでわからない	1
	・無回答	4
4. 場 合 は 少 な い	・多少は原因があるのではと思う	4
	・加害者の勝手な思い込みや感情が事件になる	2
	・加害者は頭がおかしい人がほとんどだから	1
	・暴力団やいじめいた側などの理由以外は被害者に過失はないと思う	1
	・幼児や正しい人々が被害に遭うことのほうが多い	1
	・被害者が感づいて回避できる場合もある	1
5. い 全 く な	・無回答	1

*複数回答あり

そして、被害者の犯罪・事件に対しての過失や原因の理由であるが、最も多かった回答は、ものごとには必ず因果関係があるため、理由は定かではないものの、被害者にも過失や原因があるのだろうというものであった。その他には、日頃の行いが悪い、自分が気をつけていれば被害者にならなくて済んだ、加害者にも気持ちがあるからという、被害者の落ち度について触れている解答もあった。また、テレビのニュースで放送されているのを見て、被害者に過失や原因があると判断する場合もあり、報道の影響力を改めて感じる。

一方で、暴力団同士の抗争やけんか、いじめやDVが契機となって発生する事件や交通事故など、事件の性質によって被害者に過失や原因がある場合もあると、客観的に捉えている回答もあった。

(2) 司法手続きにおける被害者の地位の問題

1996年に前科7犯・覚せい剤常習者に両親を殺害された青木（2007）が、津地区犯罪被害者支援研修会において、捜査の過程、マスコミの取材報道、日常生活、刑事裁判における二次被害についての講演を行なった。刑事裁判においては、被害者は傍聴席に座り、「第〇号証〇番、同意ですか？不同意ですか？」という内容の裁判が行なわれ、被害者には意味がわからない。加害者は国選弁護士がつくのに、被害者には解説をしてくれる人もいない。愛知県弁護士会には法廷エスコート制度があるが、それにも費用が発生する¹⁾。被害者は蚊帳の外に置かれている状況であったため、裁判官に手紙だけでも書きたいと裁判所に相談したが、「裁判は遺族のためのものではない」と言われた。青木は証人として証言台に立つという機会を得ることができたので、裁判長に「お願いがあります。加害者の方を向いて証言させてほしい」と依頼し、異例の許可を得た。この証言台に立つということが、被害者自身の気持ちを整理する契機となった、という内容の講演であった。

また、新（2000）は司法手続きにおける犯罪被害者の問題点を以下のように挙げている。

- (1) 警察において ①加害者が逮捕されず、未解決の事件の場合は、そのうち警察からの連絡（報告）が途絶えてしまう。②被疑者が逮捕された場合、現在の操作状況（たとえばどのような供述をしているかなど）を知らせてもらえない。(2) 檢察庁において ①起訴の量刑について説明がない（なぜ殺人罪ではなく傷害致死なのか、懲役刑を求刑しないのかなど）。②不起訴の理由を教えてくれないことが多い。③検察審査会に申立てをする制度があることを教えてくれる人がいない。(3) 裁判において ①裁判の公判記録が公判中は読めない²⁾。②傍聴席が確保できない³⁾。③裁判で意見を述べる機会がない⁴⁾。④傍聴に行かないかぎり判決を知ることができず、判決文を手にすることもできない。⑤被害者には裁判関係者として裁判官と直接話をしたり、審議中に法廷で発言する権利がない。⑥公判の期日決定は、通常、裁判所、検察官、弁護士のスケジュールによってなされ、被害者の都合は加味されない（被害者は傍聴に行けなくなることが多くなる）。(4) 再被害や「お礼参り」から守ってもらえない ①加害者の身柄がどうなっているのか教えてもらえない。②保釈に対してコメントできない。保釈されることが事前に通知されない。③裁判では被告人の前で供述しなければならない⁵⁾。④加害者の弁護人や家族からの和解説得の訪問や電話に悩まされる。⑤出所時期（早期仮釈放を含む）を事前に通知するシステムがない（暴力団関係者や前科の多い加害者、復習を誓っている加害者の出所時期を知らずにいるのは危険である）。⑥出所した加害者が被害者宅の近くをうろついていたりいやがらせをしてもなすすべがない（子どもや女性が被害者の場合、加害者宅と被害者宅が近い場合はとくに問題）。⑦ストーキング犯罪やドメスティック・バイオレンスの場合は、警察が積極的に介入してくれない⁶⁾。(5) 民事損害訴訟裁判で ①付帯私訴制度がない。民事裁判は、刑事裁判とは別に、被害者自身が起こさなければならない⁷⁾。②弁護士がなかなか引

き受けってくれない（手間がかかるうえに、勝訴しても相手から賠償金をとれない場合が多く、お金にならないため。加害者弁護を専門とする弁護士からは、逆にやめるように説得されることさえある）。③経済的負担が大きい。死亡で1億円の損害賠償の場合、印紙代だけで約42万円、着手金は370万円（標準額）ほどかかる。④弁償命令の制度がない—加害者から迅速にお金をとることがほとんどできない。（6）少年犯罪において ①少年の氏名・年齢・住所などを通知する制度がない。②審判の傍聴ができない。意見を述べられない。③いつ少年院を退院するのかわからない。事前通知がない。④少年院でどのような矯正教育をおこなっているのか説明がない。⑤加害者が複数いるリンチ事件などの場合は、加害者側の人数が多くなるため、人数的に被害者が不利な立場におかれる。

（7）精神障害者の犯罪において ①不起訴になる理由が納得できない場合が多い。②金銭的賠償を得られないことが多い。③精神障害者の措置、入院期間や退院予定日を教えてくれない。④社会復帰をするために、どのような医学的療法をしているのか説明がない。

以上のように、裁判は加害者のためのものであって、被害者や遺族のためのものではないという姿勢が貫かれてきた。しかし、2002年の「犯罪被害者保護法」によって、裁判の優先的傍聴の配慮、刑事事件記録の閲覧・謄写、証人の不安や緊張等を緩和するための措置、心情や意見の陳述などが受けられるようになり、被害者の立場が尊重されるようになってきている。つまり、被害者も公判手続き上は準当事者となったのである。

そして、2007年6月に刑事訴訟法改正案が国会で可決された。その内容は、刑事裁判の手続きを利用して民事の損害賠償ができる制度（損害賠償命令制度）、公判記録の閲覧・謄写の条件の緩和及び範囲の拡大、性犯罪被害者等の実名等特定事項が法廷等に表れない制度、被害者が刑事裁判に参加できる制度（被害者参加制度）の導入である。これによって、加害者側の被告人質問と弁護士の弁論に応戦する、被害者側の証人尋問と意見陳述の機会がやっと与えられたと考えてもよいだろう。

とはいっても、公判手続きは公判開始前に、裁判所、検察官、弁護士で日程が決められ、公判期日は裁判所で2週間ほどの間隔で、2回あるいは3回で終了する。被害者は事前の日程決定で希望さえ言えないし、決定された期日の回数を変更してもらうこともできない。また、第1回期日以降にしか捜査記録を謄写できないため、公判が開始されたら敏速に弁護士協同組合等を通して謄写しなければならない（謄写できるまでに1週間以上要する）。その後、謄写記録を読み込んで、証人尋問や意見陳述に臨まなければならない。

3. みえ犯罪被害者総合支援センターの取り組み

日本における犯罪被害対策を巡る動きは、1974年の極左暴力集団による三義重工ビル爆破事件に始まった。この事件は、死者8人、負傷者380人という大惨事となつたが、被害者は何の落ち度もない人たちばかりであった。しかし、労働災害による補償を受けられる

被害者と受けられない被害者が生じ、その不公平さが犯罪被害者補償制度の必要性への認識を深める契機となつたと言われている。これを受け 1981 年に被害者を経済的に救済するための「犯罪被害者等給付金支給法」が施行された。

そして、その 10 年後の 1991 年に東京で開かれた「犯罪被害給付制度発足 10 周年記念シンポジウム」における、一遺族の発言がきっかけとなり、1992 年に、犯罪被害者に対する精神的な支援を主な目的とする民間援助組織「犯罪被害者相談室」が東京医科歯科大学難治疾患研究所に開設された。これが、日本における民間被害者支援の始まりとなる。

一方、諸外国の歴史を振り返ると、アメリカは 1976 年に NOVA (National Organization of Victim Assistance) 公式に設立された。イギリスでは 1979 年に NAVSS (National Association of Victim Support Schemes—現在は単に VS) が全国組織としてスタートした。このように、被害者支援の先進国とされるアメリカやイギリスにおいても、犯罪被害者支援への全国的な取り組みの歴史は、わずか 30 年なのである。

話を日本に戻そう。現在の被害者支援センターの状況は、全国 44 都道府県 45 団体で「犯罪被害者支援センター」が設立され、民間のボランティア団体が大きな役割を果たしている（2007 年 9 月 10 日現在）。三重県には 2005 年に「みえ犯罪被害者総合支援センター」が全国で 41 番目に設立され、2007 年には警察から情報が得られる「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けている。

それでは、「みえ犯罪被害者総合支援センター」の取り組みについて紹介していきたい。当センターは、犯罪被害者やその家族・遺族の方が必要とする支援を行い、社会に被害者支援の必要性を訴え、そして、様々ま支援を通して犯罪被害に遭われた方々の精神的回復と社会的復帰を手助けすることを目的としている。

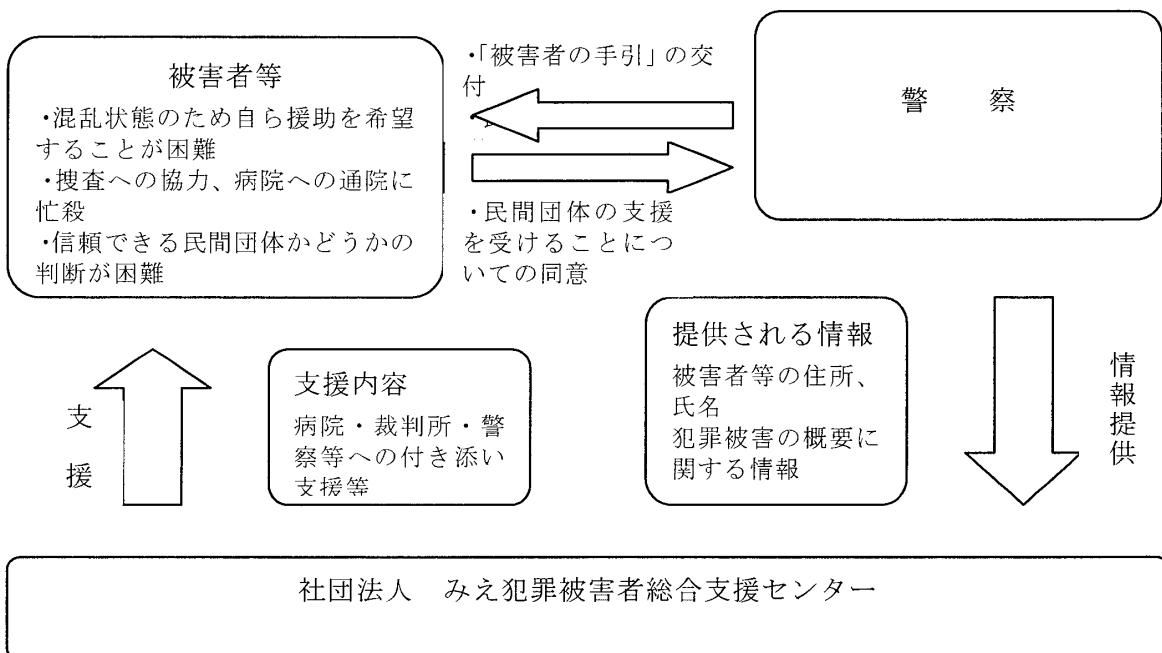


図-1 支援の流れ

図1に支援の流れを示した。犯罪が発生すると、警察は被害者に「被害者の手引」を交付し、当センターに関する説明を行ない、被害者は警察にセンターの支援を受けることについての同意を得る。次に、警察はセンターに被害者等の住所、氏名および犯罪被害の概要に関する情報を提供する。そこで、センターは病院・裁判所・警察等への付き添いなどの支援活動を開始するという流れである。

表-4. 相談手段（2006年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
電話	35	31	25	21	11	23	35	37	36	35	36	47	372
面接	7	5	8	5	3	6	5	4	9	8	10	4	74
合計	42	36	33	26	14	29	40	41	45	43	46	51	446

表-5. 相談内容（2006年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
殺人	0	0	0	0	0	0	0	3	8	6	15	9	41
性的被害	2	3	1	4	2	6	7	4	4	3	1	1	38
暴行	4	1	5	3	2	4	3	3	3	2	1	2	33

傷害													
DV	0	0	1	2	0	0	0	0	0	1	0	1	5
ストーカー	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	1	4
交通被害	3	2	1	1	1	0	2	0	1	4	13	6	34
財産被害	4	2	4	2	0	5	5	4	3	3	1	8	41
その他	12	11	13	6	4	4	11	12	16	17	10	16	132
意味不明	0	2	0	0	1	1	2	1	0	1	1	1	10
問合せ	17	15	7	7	4	9	10	13	10	6	4	6	108
合計	42	36	33	26	14	29	40	41	45	43	46	51	446

主な活動内容としては、①相談業務（電話・面接・メール等）、②直接支援活動（警察・病院・裁判所等への付添い、家事の支援等）、③間接支援活動（行政機関等の行なう施策の仲介等）、④継続支援活動（専門的カウンセリング、他機関・団体等への仲介・紹介等）を行なっている。

この支援活動の担い手は、事務局長以下4名（局長1、局員1、警察官1、臨床心理士1）とボランティア支援員24名（交替制）である。ボランティア支援員は、所定の養成講座を修めた者である。

2006年度における相談業務の手段は、電話相談件数は372件（月平均31.0件）、面接相談件数は74件（月平均6.1件）であり、手紙やメールによる相談はなかった（表4参照）。

相談内容は、身体犯（殺人、性的被害、暴行・傷害）に係る相談は、112件（25.1%）であった。交通被害は、主に交通死亡事故遺族からの相談で、34件（7.6%）であった（表5参照）。

直接支援活動においては、11件（事案）に対し、78回行なっている。支援実施事案は、性犯罪（強姦2件、強制わいせつ1件）3件、傷害事件2件、恐喝事件1件、殺人事件1

件の被害者に対する支援と、交通死亡事故の遺族に対する支援が4件であった。直接支援の内訳は表6の通りである。

表-6. 直接支援（2006年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
病院付添	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	3
警察付添	0	3	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	5
家庭訪問	0	0	1	1	1	0	1	5	2	1	2	1	15
その他	3	7	6	1	5	3	4	4	5	5	6	6	55
合計	3	10	9	3	6	4	5	10	7	6	8	7	78

* その他は、世間話等の話し相手や家事手伝いなどである。

4. おわりに

犯罪被害者の支援を考えていく上で課題となる点は、①犯罪被害者に対する社会の偏見、②司法手続きにおける被害者の地位の問題ではないかと考えられる。

きだ（1981）は、部落の社会生活は部落に伝統を伝えている。病気とは死とか人間の遭遇する不幸に際して相互扶助を行う祖先から代々の習慣は今日でも廃棄されずに残り、そのような事態が起ると忽ち条件反射的にこの伝統が働き、各個人の心理的反応を整一する。これに反し、それ以外の心理活動では、伝統或は社会は沈黙し、一番初步的な個人的思惟、ダーウィンが云っている自己防禦、優勝劣敗、劣者淘汰など動物が身に備えて生れて来た動物的な部分、即ち歴史的人間が発明した秀れたもの、社会、神、宗教等が抑圧することを求めた人間の部分だけが働き出すと云ってよいであろうと述べている。

青木（2007）の講演の中で、「罪を憎んで人を憎まず」、「加害者にも人権がある」、「清く正しく生きていればそんな事件に巻き込まれるはずがない」、「信仰の仕方が悪かったからこんな目に遭った」、「耐え忍ぶ姿が美德である」という言葉や文化的背景についての言及があった。

つまり、清く正しく死を迎えることによって、各個人の心理的反応は働くことなく、その死を受容することができるのであるが、犯罪被害における死においては、それ以外の心理活動が働くのである。犯罪被害に遭うのは自己防御能力が低く、何かしらの過失や原因があるに違いない。それは劣者淘汰が行われたのだから、被害者は耐え忍び、あとは司法に任せれば

いいのに、何故わざわざ主張するのか理解できない、などの社会の偏見が、犯罪被害者を苦しめ続けているのは事実であろう。

しかし、あとは司法に任せればいいと言い切れないところがある。刑事裁判となるにいたるまでに、上申書を警察に提出したり、署名を集めたりしてようやく刑事裁判の公判となる被害者や遺族がいるのだ。何故なら、人身事故のうち、正式裁判となるのはわずか1%にすぎないからである。そして、やっとの思いで裁判に漕ぎ着けたとしても、公判期日は2回あるいは3回で終了してしまう。

このような問題点を抱えながらも、司法手続きにおける被害者の地位は、2002年の「犯罪被害者保護法」や2007年6月に国会で可決された「刑事訴訟法改正案」によって、少しずつ向上している。被害者は公判記録の閲覧や謄写ができるようになり、傍聴席も優先的に確保できるようになった。被害者通知制度により公判の期日も知ることができるようになり、裁判で意見陳述ができるようになった。刑事裁判とは別に、被害者自身が経済的負担を背負いながら、民事裁判を起こさなくても、刑事裁判の手続きを利用して損害賠償ができるようになった。

以上のように、被害者や遺族が大きな声で主張してきた成果が、ここにきて実を結びつつある。やっと被害者の人権が尊重されるようになってきたのだ。そして、2007年10月から、法務省は刑務所や少年院から出所した加害者の社会復帰を支援する保護観察官と保護司の一部を犯罪被害者支援の担当として養成し、被害者と加害者との連絡や相談に当たる制度を始めた。担当は観察官50人と保護司100人の計150人で、全国50の保護観察所に観察官1人と男女の保護司を1人以上配置している。様々な領域で犯罪被害者への支援が広まりつつあり、今後のさらなる支援の充実が望まれるところである。

最後に、みえ犯罪被害者総合支援センターがこれから目指す支援について紹介したい。犯罪被害者が具体的に求めていることには、①情報の提供、②被害の回復、③各種支援の提供、④身体の安全、⑤プライバシーの保護などが挙げられる。そこで、①情報の提供については、司法手続き等における情報の提供を積極的に行なう。犯罪被害に遭い、混乱している被害者に、どのような手続きを行えば裁判で意見を述べる機会が付与されるなどの情報を提供することによって、被害者が裁判に参加できるように支援していく。②被害の回復においては、犯罪被害者給付金制度の拡充をはじめ、行政の施策などの諸制度を被害者のニーズに寄り添ったコーディネートを行っていく。③各種支援の提供は、精神的・経済的な支援の提供のことであり、相談業務や直接支援に加えて、医療サービス等基金の活用など、様々な領域から支援の提供をしていく、④身体の安全については、再被害の防止、保護の観点から、被害者シェルターへの収容等を行政と連携しながら進めていく。⑤プライバシーの保護は、マスコミからの隔離や保護によって安全な生活を確保する必要がある。

しかし、みえ犯罪被害者総合支援センターだけで、これらの支援を全てカバーすることは不可能である。そこで、様々な機関で行われている被害者支援を当センターがコーディネーターとなり、被害者のニーズに寄り添った支援を実施していきたいと考えている。

注

- 1) 基本料金は初回（面接相談 30 分程度＋法廷同行 1 時間 30 分まで）1万5千円、2回目以後1回あたりの法廷同行は1万円（消費税別）である。
- 2) 2000 年「犯罪被害者保護法」によって損害賠償請求権の行使など、正当な理由があれば閲覧・謄写することができるとされた。
- 3) 2000 年「犯罪被害者法」によって優先的に確保するように配慮する規定がもりこまれた。
- 4) 2000 年「改正刑事訴訟法」によって被害者の希望がある場合は心情など意見を述べることができるとされた。
- 5) 2000 年「改正刑事訴訟法」によって法廷外での「ビデオリンク方式」による証言や、証言の録画もできると改正された。
- 6) 2000 年「ストーカー行為規制法」により、警察の警告や都道府県公安委員会の禁止命令が出せるなど、一部改善された。

参考文献

- 青木聰子 2007 津地区犯罪被害者支援研修会講演
新恵理 2000 『犯罪被害者支援～アメリカ最前線の支援システム』 径書房
きだみのる 1981 『気違ひ部落周游紀行』 富山房百科文庫
社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター 2007 第2回通常総会提出事項書